

令和2年6月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和2年6月26日（金）

午後1時30分～午後2時45分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和2年6月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和2年6月26日（金） 午後1時30分～午後2時45分
2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室
3. 出席委員：（14人）

| | | | |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 会長 | 松山 多作 | | |
| 代理 | 2番 小崎 八郎治 | | |
| 委員 | 3番 吉田 英章 | 4番 江川 克彦 | 5番 川久保 和幸 |
| | 6番 宮崎 幸二 | 7番 大田 廣 | 8番 前田 猛 |
| | 9番 岡野 耕藏 | 10番 北野 長義 | 11番 入口 政隆 |
| | 12番 土川 浩子 | 13番 迎 広子 | 14番 小高 陽子 |

(推進委員：4人) 15番 大久保 勉 16番 木村 一夫 17番 筒井 正美 18番 福田 直次

4. 欠席委員： 無し

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について 6番 宮崎 幸二 委員 7番 大田 廣 委員
- 第2 報告第5号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について
- 第3 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
令和2年度第2回農用地利用集積計画（案）について
- 第4 議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく
令和2年度第3回農用地利用配分計画（案）について
- 第5 議案第14号 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用許可申請について
- 第6 議案第15号 小値賀町農業振興地域整備計画の変更協議について
- 第7 議案第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請について
- 第8 その他
 - ・委員改選について
 - ・次回総会の日程について
 - ・その他

6. 農業委員会事務局職員
事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 議案第12号 松山会長・大久保推進委員
議案第13号 松山会長・大久保推進委員

8. 会議の概要

- 北村局長： みなさん、こんにちは。
 定刻となりましたので、ただいまより、令和2年6月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。
 本日は全員出席ですので、総会は成立しております。
 それでは、会長より挨拶をお願いします。
- 松山会長： みなさん、こんにちは。
 いよいよこのメンバーでの最後の総会となりました。最後に転用などの議案が出てきましたが、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
 それでは、始めたいと思います。
 議事に入る前に会議録署名委員の指名となっておりますが、私に一任できますでしょうか。
- 全員： はい。
- 松山会長： ありがとうございます。
 それでは、6番 宮崎 幸二 委員、7番 大田 廣 委員 をお願いします。
 続きまして、日程第2 報告第5号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 北村局長： それでは報告第5号について説明します。
 今回の合意解約の件数は5件で、田圃が3筆、畑が2筆の計5筆、合計面積7,982㎡の報告となります。農地の所在、地目、面積及び貸借人等については、資料のとおりですので説明は割愛させていただきます。
 解約の理由ですが、1番の農地につきましては中間管理事業で集積しておりましたが、位置的な問題等で借手が見つからず、今回合意解約となっております。
 2番と3番の農地につきましても、中間管理事業で集積しておりましたが、こちらは、湧水がひどく耕作困難なため借手がおらず、合意解約となっております。
 次に、4番と5番の農地は、中間管理事業の配分計画により貸借契約していたものを、借受人の農業経営規模縮小により合意解約となっており、新たな借受人への再配分が、次の農用地利用配分計画に含められる予定となっております。
 以上で、報告第5号について説明を終わります。
- 松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。
 (特になし)
 無いようでしたら、報告ということで以上といたします。
 続きまして、日程第3 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和2年度第2回農用地利用集積計画(案)について を議題としま

す。事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案第12号及び13号については、松山会長、大久保委員は議事参与制限により議事参与できませんので、退席をお願いします。

<松山会長、大久保委員 退席>

会長が議事参与制限のため不在となりますので、このあと会長不在の間、議事進行は代理の小崎委員にお願いしたいと思います。

<小崎代理は会長席へ 移動>

それでは、議案第12号について説明します。

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和2年度第2回農用地利用集積計画の申請があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。令和2年6月26日 小値賀町農業委員会会長 松山多作。集積計画案の詳細は別添のとおりです。

まず、集積計画書(案)の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。内訳としましては、賃貸借による権利が集積期間10年以上で畑1筆1,866㎡、使用貸借による権利が、田圃についてはすべて貸付期間10年以上の8筆6,670㎡で、畑についてもすべて貸付期間10年以上の5筆7,563㎡となり、今回の集積計画の合計は、14筆16,099㎡となります。

次に集計表をめくっていただくと各筆明細書がありますが、中間管理権により貸付人から中間管理機構である公益財団法人 長崎県農業振興公社が借り受けるところまでが集積計画となります。そのあと長崎県農業振興公社を通して借受人の方へ貸し付けられるまでが、次の議案で出てきます配分計画となり、参考として備考欄に借受人を記載しております。

貸付期間については、すべて令和2年8月10日から令和12年8月9日までの10年間となっています。

以上で、議案第12号についての説明を終わります。

小崎代理： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。
(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

小崎代理： 許可することにいたします。
続きまして、日程第4 議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第1

9条の規定に基づく令和2年度第3回農用地利用配分計画（案）について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは、議案第13号について説明します。

議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和2年度第3回農用地利用配分計画（案）の申請があったので農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。令和2年6月26日 小値賀町農業委員会会長 松山多作。配分計画案の詳細は別添のとおりです。

様式第5-2号をご覧ください。先程の議案第12号の集積計画の内容とすべて合致し、筆数総計14筆16,099㎡となります。

配分計画も始期はすべて令和2年8月10日からで、終期が令和12年8月9日までの10年間の契約年数となっています。それぞれの詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第13号についての説明を終わります。

小崎代理： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

（特になし）

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

小崎代理： 許可することにいたします。

<退席委員 入室>

ここで議事参与制限の議案審議は終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

<小崎代理は自席へ移動、松山会長と交代>

松山会長： 続きまして、日程第5 議案第14号 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用許可申請について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは、議案第14号について説明します。

議案第14号 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用の届出があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。令和2年6月26日 小値賀町農業委員会会長 松山多作。先ほど現場を見てきた前方郷の畑です。

農地の所在は前方郷字赤坂〇〇〇番 畑 〇〇〇㎡の内の〇〇〇㎡で、転用者は前

方後目の●●●●さん▲▲歳です。転用の目的は粗飼料を保管するための倉庫です。農地法第4条第1項第8号により、200㎡未満の農業用施設への転用については、県知事の許可は不要であり、農業委員会への届け出だけで良いことになっています。なお、農振農用地区域に該当しますが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第36条第1項第2号のニの規定により、築造面積が90㎡以下であれば手続き不要となっています。

以上で議案第14号についての説明を終わります。

松山会長： 　　ただいま事務局より説明がありましたように、現地はさきほど確認していただきましたハウス跡であります。●●さんは牛を10頭あまり飼っています。あそこにハウスがあった時点ではハウスにブルーシートをかけて粗飼料を保管していたわけですが、ハウスを撤去し、新たに倉庫を建てるということで伺っております。事務局から説明がありましたように、200㎡未満ということで、県知事からの許可は必要ありませんが、皆様から何かご意見等ございませんか。

大久保推進委員： 　　一筆に200㎡未満ということですが、今回200㎡未満で建てて、次に200㎡未満で建てるといった場合、県知事の許可は要るのでしょうか。

松山会長： 　　トータルで200㎡未満となると思います。
　　以前、■■さんが倉庫を200㎡未満で建てたときは農業委員会の許可だけでよかったのですが、その後牛舎を建てる際には県知事の許可が必要となりました。
　　なので、全部で200㎡未満ということになると思います。

大久保推進委員： 　　200㎡未満だったら届出だけで良い。

松山会長： 　　はい、200㎡未満だったら農業委員会の許可だけで良いです。
　　それと、90㎡未満だったら、畑総した土地など農振農用地区域内でも農業用施設であれば転用許可が下りますが、他の用途では許可は農地では下りません。農業用施設だけです。他に何かありませんか。

前田委員： 　　現場を見ると、倉庫を建てる場所が今の予定地ではなく、山側のほうにしたほうがいいのではないのでしょうか。今はまだ荒地にはなっていなかったもので、入り口側ではなく奥の方に建てれば、畑が荒れたりしないように思うのですが、どうでしょうか。

松山会長： 　　本人には話をしてみたいと思います。
　　ご本人が今の予定地に建てるということで申請が上がってきておりますが、前田委員がおっしゃるように、今の予定地に建てるとおそらく奥の方が竹藪になってしまっ
て使い物にならないようになってしまおうと思いますので、本人には話してみようと思
います。

北村局長： わかりました。通知にも、その旨を記載します。

松山会長： その他、ないでしょうか。
それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。許可することにいたします。
続きまして、日程第6 議案第15号 小値賀町農業振興地域整備計画の変更協議
について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは、議案第15号について説明します。
議案第15号 小値賀町農業振興地域整備計画の変更について農業委員会の意見を
求められたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会
の審議に付す。令和2年6月26日 小値賀町農業委員会会長 松山多作。先ほど現場
を見てきた笛吹郷の田圃です。

農地の所在は笛吹郷字中浜△△△番 田 △△△㎡で、所有者は◆◆◆◆さん、申
請人は有限会社▼▼▼▼です。変更区分としては農用地区域除外となり、変更前の用
途区分が農地で、変更後の用途が駐車場です。申請理由は申請人が事業を行う現在の
敷地内では、車両の保管が手狭になり、申請地に車検用の代車等の駐車場を造成する
ため、同時に5条申請で次の議案第16号で転用申請されております。

農地区分は農用地区域内農地ではありますが、除外後は第2種農地となるため問題は
ありません。申請地の位置は、▼▼▼▼の南西隣の位置です。利用状況は、1号遊休
農地でA分類の判定ですが、所有者の自作農地は無く、町内に後継者もない状態
です。被害防除については、現況は東が道路と宅地、西が道路、南は県道、北は田圃
ですがB分類の判定です。申請実現の確実性は、申請者の客観的な経営状況から見ても
自己資金が確保でき、確実であろうと判断。農地転用許可基準の立地基準及び一般基
準についても調査の結果、許可相当案件であろうかと思われま。

以上で議案第15号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、皆さんにご意見を求めます。
申請地の上の農地で、昨年、農地利用状況調査の目揃え会を行いました。この農地
をどう判断をするのかということで、申請地の上の3枚はB分類（赤）で、申請
地はA分類（黄）の判定だったと思います。事務局とも話をしましたが、申請地をB
判定として非農地化すれば農業委員会を通さなくても転用可能になりますので、そ
ちのほうが良いんじゃないかと話をしてみました。申請地の上の農地もB分類（赤）
なので非農地判断しないといけないと思います。そういうことで、どちらのほう
がやりやすいかですが、本件は農業委員会の許可ではなく意見を求められてお
りますので、農業委員会としての判断を示して頂ければいいと思います。

- 前田委員： おっしゃるように、非農地化したほうがいいんじゃないでしょうか。
所有者の◆◆さんが元気なうちはきれいに管理されていましたが、病気になってからは全然手を付けていないので荒れてしまっています。申請地の上も作り手がおらず荒れてしまっているの、非農地化したほうがいいのではないのでしょうか。
- 大久保推進委員： 申請地の上の農地の所有者の★★さんにも意見を聞いてみましたが、手を付けきれないということです。
- 前田委員： その上は●▲さんじゃなかったかな。
- 北村局長： 確認しますので、字図を開いてください。
色のついたところが申請地です。その上に★★さん、●▲さん、■◆さんの三枚、不整形の田圃があります。
- 大久保推進委員： そこは赤の判定でしたか。
- 松山会長： そこは赤のB分類に判定していますので、非農地にもっていけば、申請地のならば農地から離れるので、転用の許可も必要ないということになりますので、そのほうが良いのではないかと思います。
周囲に迷惑をかける場合はそういうわけにはいきませんが、前田委員から意見がありましたように周囲の農地も作り手がいない状況ですので、水路さえ確実に確保してもらえれば大丈夫かと思います。
以上のように進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 全員： はい。
- 松山会長： ありがとうございます。
その他、ご異議はございませんか。
- 北村局長： 次の議案が5条転用申請でしたが、非農地化することですので…。
- 松山会長： 非農地化してしまえば転用ではなくなりますので、次の議案は無しといたします。
- 北村局長： それでは、議案15号、16号は転用ではなく非農地判断とすることとしますので、議案15号、16号はこれで終了します。
- 松山会長： それでは日程第8 その他について を議題とします。事務局よりお願いします。

北村局長： 委員改選についてですが、まず今回の総会が最後となられる委員のみなさまの紹介をさせていただきます。議席番号の早いほうからでございますが、小崎八郎治委員、吉田英章委員、江川克彦委員、前田猛委員、北野長義委員、大久保勉委員、木村一夫委員、筒井正美委員、福田直次委員の9名です。退任される皆さまにおかれましては、小値賀町の農業行政にご尽力いただきありがとうございます。今後とも農業振興にお力添えのほど、よろしく願いいたします。

なお、任期は7月19日までとなっておりますので、それまでに後任の方への業務引き継ぎ等をしっかり行っていただきたいと思います。担当委員にしか分からない状況などもあるかと思われしますので、ご多忙のこととは承知しておりますが、よろしく願いいたします。

また、農業会議からも依頼がございまして、退任されたあとも引き続き農業新聞の購読をお願いしたいとのことです。出来ましたら最低3年間は購読を継続していただき、可能であればその後も継続購読していただけると助かります。どうぞよろしく願いいたします。

次に、本日配布資料で新体制の候補者一覧をお配りしております。先日開催されました町議会定例6月会議において、議会の同意も得られましたので、改選後、初総会の日程についてですが、新委員の任期が7月20日（月）からとなりますので、その日で決定させていただきたいと思っております。なお、当日のスケジュールとして、まず農業委員の方につきましては町長からの任命式があります。その後の初総会において農地利用最適化推進委員の選任について審議していただき、新会長から委嘱状交付という流れになります。

それともう一点、留任される委員さんについては、現状の活動記録簿が6月で切れると思いますが、7月分も記入できるように7月から1年分の活動記録簿も配布しておりますので、これまで通り記録をお願いいたします。事務局からは以上です。

松山会長： 皆さまから何かございませんか。

前田委員： 農業委員会のマグネットシート、腕章、帽子を返却しましたが、帽子は汚れたりしてしまうので、返却しないといけないでしょうか。

松山会長： 農業委員会と書いてあるので、どこでも被っていいものではないものです。今回は皆さんが被ったのは一度も見ていないので、きれいな状態だと思いますので、今回は次の委員さんに譲り渡してもらえないでしょうか。

前田委員： 今回はほとんど被らず汚れなかったので返却できたのですが、これから被って汚れたりすれば譲れないことがあるのではないかと思います。

松山会長： 今回はほとんど使用していませんので、譲り渡しをしてもらおうということで、よろしく願いいたします。

木村推進委員： 小値賀町農業委員会で作った方が良くないでしょうか。

松山会長： これは既製品で、他の地域の農地パトロールの記事を見れば、他の地域も同じ帽子を被っているようです。農業委員でも普通の時には被ってはいけないうね。

北村局長： 3年後、状況を見て買い替えするよう、引き継いでいこうと思います。
 次回総会の通知は、いつもの会長からではなく、農業委員さん分は小値賀町長名で配布されると思います。3年前の資料を見ても、いつもと変わらず午後1時30分から始めたように記録されていますので、それにならって今回も準備を進めたいと思います。役決め等もありますので、昼からは半日まるまる空けておいて頂きたいと思います。

松山会長： 他に皆さんから何かありませんか。無いようでしたら、これで総会を終わります。
 退任される委員さんにおかれましては、大変ご苦勞様でした。今後ともご協力をよろしく願いいたします。また、残られる委員さんは一緒にまた頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。